

2025年6月2日

お客さまへのお願い

この度は、新たにお取引を賜りまして、誠にありがとうございます。

以下の事項につきまして、予めご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

1. お通帳への未記帳分が80件以上となった場合には、翌日にそれらの未記帳明細を集約して（入金合計・出金合計として各1行に集約）記帳させていただき、集約された「お取引明細」は、お届けのご住所に郵送させていただきます。なお、集約された「お取引明細」は、お通帳に記載されなくなります。
また、未記帳明細が120件を超えると、当日のキャッシュカードおよびすべてのお取引（入金取引、出金取引、振込入金、自動引落等）がご利用できなくなります。つきましては、お通帳を定期的に記帳していただきますよう、お願い申し上げます。
2. 小切手法第38条第3項の定めにより、口座開設後当面は、小切手・手形の取立および線引小切手の入金はいたしかねます。
3. 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みのため、他行を支払地とする手形・小切手の入金は、2026年9月30日（水）までとさせていただきます。また、2026年10月以降を期日とする手形等（2026年10月以降を振出日とする先日付小切手も含みます）について、代金取立の受付をしておりません。
4. 当金庫の郵送物が不在・保管期間経過以外の理由（あてどころに尋ねあたらず・転居先不明等）で返戻された場合、再度のご本人確認ができるまで口座を停止させていただく場合があります。
5. 在留カード、特別永住者証明書の有効期限を更新した場合は、直ちに取引店に有効期限の更新の手続きにご来店ください。有効期限が経過し、更新の確認ができない場合は、口座を停止させていただくことがあります。
6. 預金口座の不正利用防止等への対応として、各預金等規定の定めにより口座を停止させていただく場合があります。

以上